

労働者と事業者のための 労働審判代理人紹介制度

労働問題でお困りごとはありませんか？

労働者の立場から …

給料や残業代を支払ってくれない
いきなり解雇と言われた
契約期間満了で突然会社から雇止めされた
せっかくの内定が取り消しになってしまった
などといった問題が労働審判の対象です。



のるん

会社の立場から…

裁判所から労働審判申立書が送られてきた
元従業員が労働審判を申し立てたようだが、申立書
には事実ではないことも書かれている…
事業者にとって初めての経験となることも多いですが、
答弁書作成等の準備期間は短いのが実情です。



みみん

労働審判とは

労働者と事業者との間の個別具体的な紛争について、迅速・適正で実効的な解決を図るために設けられた特別な司法手続です。労働審判を行うのは、地方裁判所の裁判官1名（労働審判官）と、労働関係について専門的な知識を有する民間人（労働審判員）2名の合計3名で組織する労働審判委員会です。労働審判委員会は、事実関係や権利関係を審理して事案の実情に即した解決を目指します。申立ての日から、原則として、40日以内に労働審判が開かれ、3回以内（平均処理日数は3か月程度）で終了します。労働者側・事業者側の双方に弁護士である代理人がつくことは、紛争解決のために極めて有効です。

特に事業者側には答弁書提出までの準備期間が1か月程度しかなく、迅速な対応が求められます。

■ どれかに当てはまりませんか？

- ◇ 労働審判という制度は聞いたことがあるが、どのように申し立てたらいいのか分からない
- ◇ 裁判所から労働審判の申立書とともに期日呼出状及び答弁書催告状が送付された
- ◇ 弁護士を付けずに労働審判をやっている

労働審判代理人紹介制度は、労働審判の当事者となる方で、まだ弁護士に依頼していない方のために、当会所属の弁護士をご紹介します。初回30分の無料相談ができます。労働審判手続の流れや、答弁書などの書面の書き方をご説明します。そのまま弁護士に依頼することもできるので、ご相談の上、依頼するかをご検討ください。

お申込・お問い合わせ先 受付の際、「労働審判について弁護士を紹介してほしい」とお伝え下さい。

神奈川県弁護士会総合法律相談センターへ

TEL 045-211-7700

(受付 月～金 午前9時30分～午後5時)

※労働審判に適さないご相談はお断りすることがあります。